

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会  
マスコットキャラクターデザイン募集要項

1. 趣旨

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会（以下「岩沼市社協」という。）では、法人化50周年を記念し、岩沼市社協のPR並びに福祉に親しみをもってもらうことを目的に、幅広い世代の市民から愛されるようなマスコットキャラクターのデザイン等を募集します。

2. 募集内容

岩沼市社協をPRするマスコットキャラクターのデザイン

- ・岩沼市社協のマスコットキャラクターとしてふさわしい作品であること。
- ・岩沼市社協が今後の活用や事業展開を検討しやすい作品であること。
- ・応募者の自作で未発表の作品に限る。他のマスコットキャラクター等と同一、類似、または模倣した作品や、第三者の著作権等の権利を侵害している作品の応募は不可。
- ・下記の（1）から（3）までをすべて揃えた作品とする。
  - （1）マスコットキャラクターの「デザイン画」（正面のデザイン1点は必須、側面や背面は任意）
  - （2）（1）のマスコットキャラクターの「ネーミング（愛称）」
  - （3）上記（1）と（2）のコンセプトや由来、プロフィール等をわかりやすく記載した「説明文」

3. 提出物

作品

- ・デザイン画は、必ずカラーで作成し、なおかつ、単色でもデザインが判別できる作品とすること。
- ・手書きまたはデジタルデータで作成すること。
- ・応募者の氏名、生年月日、住所、電話番号を記載すること。
- ・一人2つ以上の作品の応募は不可。
- ・作品の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。

【作品を手書きで作成する場合】

- ・応募用紙（岩沼市社協公式ホームページよりダウンロード）を使用すること。

【作品をデータで作成する場合】

- ・CD-R または DVD-R に保存して郵送・持参、またはメール添付にて送付。
- ・デザイン画は、jpeg/gif/png/pdf ファイルで応募すること。
- ・応募者の氏名やキャラクターのネーミング等は、応募用紙を使用すること。

- ・作品をメールに添付する場合は、メール全体のデータ容量が4MB以下となるようにし、件名を「岩沼市社協マスコットキャラクター応募」とすること。

#### 4. 提出方法

上記の作品等を下記提出先まで郵送・持参、またはメールにて送付。

#### 5. 応募資格

不問

- ・個人名での応募に限る。団体・法人名による応募や連名での応募は不可。

#### 6. 締め切り

令和5年10月31日（火） 17時 必着

#### 7. 賞及び副賞

最優秀賞 1作品 副賞 5万円

- ・最優秀賞の応募者が中学生以下だった場合は、5万円分の図書カードを贈呈。

#### 8. 選考方法

岩沼市社協理事会で最優秀賞を決定。

#### 9. 結果発表

令和5年12月4日（月）に開催予定の法人化50周年記念岩沼市社会福祉大会で結果を発表します。その後ブラッシュアップしたものを岩沼市社協ホームページ（URL <http://www.iwashakyo.or.jp/>）等で発表します。最優秀賞の受賞者以外の応募者は、岩沼市社協ホームページ等への掲載をもって結果通知に代えさせていただきます。

#### 10. 最優秀賞作品の取り扱い

- ・最優秀賞作品は、岩沼市社協のマスコットキャラクターとして、岩沼市社協の事業やPR活動などに広く活用する予定です。
- ・最優秀賞作品の活用にあたっては、デザインや色彩、プロフィール等の補正・修正等を行う場合があります。また、愛称についても、ご相談の上修正する場合があります。
- ・最優秀賞作品の活用期間については、キャラクターの変更等、岩沼市社協の都合により終了する場合があります。

### 1 1. 最優秀賞作品の法的取り扱い

- (1) 最優秀賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）等すべての知的財産権は、岩沼市社協に移転します。
- (2) 最優秀賞の受賞者は、岩沼市社協が当該作品を活用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 最優秀賞の受賞者は、岩沼市社協に最優秀賞として選考されたことを条件に、上記11.(1)及び11.(2)を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。
- (4) 最優秀賞の受賞者は、岩沼市社協が最優秀賞作品の商標・意匠の出願登録することを認めることとします。また、商標・意匠登録、商品化などに関する対価は無償とします。
- (5) 最優秀賞作品が権利侵害などで第三者に損害を与えた場合は、岩沼市社協は一切の責任を負わないものとします。また、岩沼市社協が損害を被った場合は、最優秀賞の受賞者が損害賠償をするものとします。
- (6) 結果発表後、既に発表のデザインやキャラクターと同一、もしくは類似の作品、または他の著作権を侵害していることが明確となった場合は、結果発表後であっても最優秀賞を取り消すことがあります。また、既に副賞を授与した後にその事実が判明した場合は、副賞を返還していただきます。

### 1 2. 最優秀賞作品以外の法的取り扱い

- ・最優秀賞作品以外の作品の著作権等は、岩沼市社協に移転しません。

### 1 3. 個人情報の取り扱いについて

- ・今回の募集に際して、応募者から取得した個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。
- ・受賞者の発表の際は、住所（都道府県市区町村まで）と氏名、学生の場合は、学年を公表します。
- ・上記事項については、応募された段階で応募者及び18歳未満の応募者は保護者の同意が得られたものとします。

### 1 4. 提出先・問い合わせ先

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会 総務課総務係

〒989-2427

宮城県岩沼市里の杜三丁目4番15号

電話 0223-29-3711

メール qq2f7da9@wonder.ocn.ne.jp